

# 新出の近世初期衣服二例

—伝徳川家康着用 具足下着と肩衣—

山 川 曜

はじめに

内部には一枚の文書のコピーが入れられていた。作品の来歴を知る手がかりとして、まずはこれらの附属品を検討しておく必要があるだろう。

最初に箱書を見てみよう。

このたび紹介する二例の衣服、獵<sup>か</sup>文様具足下着【図版47・48】と茗荷紋付山道文様肩衣【図版49・50】は、これまで全く紹介されたことがない新出の作品で、平成十七年度、縁あつて京都国立博物館が購入したものである。一領は一緒に溜塗被蓋づくりの箱に入つており、蓋表には「権現様／御陣御肌召／肩衣／拝領 松井市兵衛」

（蓋表墨書）

「権現様／御陣御肌召／肩衣／拝領 松井市兵衛」（挿図1）

（蓋裏朱書）

「慶長八卯春拝領之／松井市兵衛」（挿図2）

川家康から、松井市兵衛なる人物が拝領した品として伝来してきたことが判明する。本稿では、これら新出作品の詳細を報告するとともに、伝来およびそれぞれの作品の検討を通して、これらの衣服の性格と製作年代について若干の私見を述べてみたい。

## 一 伝来についての検討

先に述べたように、これらの作品には箱が附属しており、さらに

この箱書から、収められた二領の衣服が、御陣御肌召こと戦場で着用する具足の下着と、武家男性の正装に上衣として着用する肩衣と認識されていたことが判明する。事実、箱書の示す通り、二領のうちの一領は、一般的な形状ではないものの、具足下着とみて大過ない品であり、もう一領はまさしく肩衣である。そしてこれらは、

松井市兵衛なる人物が拝領したという由緒が明らかになる。<sup>(1)</sup>

それでは松井市兵衛とはいかなる人物だつたのだろうか。それを教えてくれるのが、附属する文書のコピーである。この原本は、松井市兵衛の後裔である欽太郎方重の肖像画に附属していた文書と考えられる。<sup>(2)</sup> いささか長文ではあるが、以下に全文を紹介する。

(附属文書)

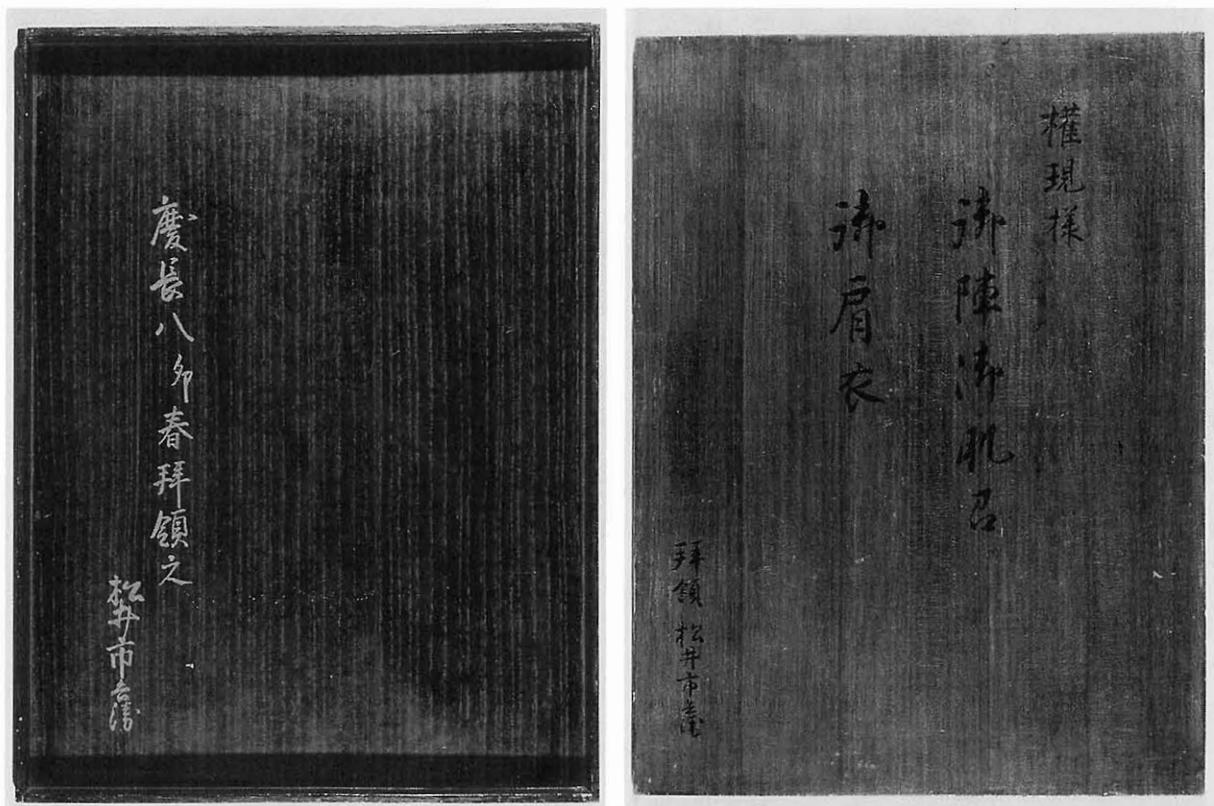
十世松井欽太郎方重之像

松井家ノ遠祖ハ、六条判官源為義ノ十四男、松井冠者維義ヨリ出テタリ。後世松井市兵衛忠之ニ至リ三河国ニ住セシガ、慶長十二年徳川家康公ニ召シ出サレ、元和五年南龍公ノ紀伊ニ入国ノ際、是レニ隨從シテ和歌山ニ移ル。知行五百石ヲ以テ藩務ヲ掌ラシムルノ命アリ。然レトモ、忠之ハ從来痔ノ固疾アルヲ以テ、馬上事ヲ採ル能ハズ。故ニ之ヲ辞シ、狂言役ヲ以テ仕ヘ二百石ヲ食ム。コレヲ和歌山ニ於ケル第一世トナス。二世市左衛門、三世市太夫、四世市左衛門、五世市兵衛、六世市太夫、七世市太夫、八世市太夫、九世養太夫ヲ経テ、十世欽太郎方重ニ至ル。世々其業ヲ繼承シテ、知行二百石ヲ領シタリ。方重ハ、天保六年六月和歌山ニ生レテ、明治二十年七月二十八日卒去。享年五十有三。墳墓ハ和歌山東長町ナル、日蓮宗正住寺ニ在リ。祖先忠之、東照公ヨリ恩賜ノ御刀一腰、御陳肌着、御肩衣、御鬢道具ノ四品ハ、今猶秘蔵シテ家ニ伝ヘタリ。

(改行は特に示さず、句読点は適宜補い、旧漢字は新漢字に改めた)

挿図2 箱 蓋裏

挿図1 箱 蓋表



出され、元和五年（一六一九）、家康の十男南龍公頼宣の紀伊転封に随從して、駿府から和歌山へ移ったという。また、忠之は、家康から御刀、御陳肌着、御肩衣、御髪道具の四品を拝領しており、それらの品が、この肖像画が製作されたと推定される明治二十年頃までは、松井家に秘蔵されていた。以上の箱書と文書の記述の一致から、このたび検討する具足下着と肩衣は、ひとまず、紀伊藩士松井家の初代、市兵衛忠之（以下忠之と呼称する）が、徳川家康から拝領した品と考えてよいだろう。

しかし、ここで疑問を覚えるのが、拝領年代の齟齬である。箱書によれば、忠之がこれらを拝領したのは慶長八年ということになつていて。しかし、附属文書は、忠之が家康に召し出されたのは慶長十二年と伝えており、両者の記述は一致をみない。そこで、ほかの資料から記述の真偽を探るとともに、松井家の由緒についてさらに詳しく述べてみたい。

紀伊藩に関する基礎資料として、まず挙げられるのが『南紀徳川史』である。この書は明治時代を迎えてから、旧紀伊藩士により、藩政資料をもとに編纂された史書で、江戸時代を通じての紀伊徳川家の歴代、藩政などを知る基本資料である。その中に、一芸に秀できた紀伊藩士の伝記を集めめた方技伝という箇所があり、そこに忠之の名が見えている。<sup>(3)</sup>

松井市兵衛  
松井市兵衛忠之 生国三州 隠居後了真  
家譜

於駿河慶長十二末年、七歳にて 権現様へ被 召出。御側にて相

勤 南龍院様御六歳之御時より御側にて相勤候様被 仰付。御同所様へ被為進、御切米三十五石被下。御入国之節御供仕紀州へ罷越申候。

一万治三子年、知行二百石被 仰付。後太夫並被 仰付。金三十両被下置候。

一寛文六年、奉願隱居被 仰付。知行二百石無相違養子市左衛門に被下、隱居料現米三十石八人扶持被下候処、追て 南龍院様思召之品被為在、高五百石被下、再勤之御内意御座候処、病氣に付兼て仕馴候狂言役被 仰付候様、内存奉願。此節より役者狂言役被 仰付。延宝六年十二月、病死仕候。

一於駿府 大御所様より拝領之品左之通りにて代々所持仕候。

御刀 一腰 御陣肌召 一  
御肩衣 一  
御髪道具 一組

養子市左衛門以下、代々狂言役にて知行二百石無相違被下。七代市太夫方喜、御能役者頭取二百石金十五両にて、文化十一戌年八月病死。倅市太夫嗣く。

（改行は特に示さず、句読点は適宜補い、旧漢字は新漢字に改めた）

この記述は文化十一年以降、松井家から紀伊藩へ提出された勤書などの資料に基づくと考えられる。<sup>(4)</sup>ここに書きとめられた忠之の出生年代は、附属文書と同じ慶長十二年。この時忠之は七歳の少年であつたという。南龍院頼宣へ附属させられたのが、頼宣六歳の時であるから、慶長七年生まれの頼宣の、ひとつ年上の近侍者として召し抱えられたと推測される。当時駿府にあつた家康の膝下では、後に徳川御三家を構成する九男義直、十男頼宣、十一男頼房が、とも

に養育されていた。

能好きの家康の影響もあって、頼宣は幼少時から演能を好んだ。

武門の出自を名乗りながら、松井家が江戸時代を通じて狂言役者として紀伊藩に仕えることになったのは、初代忠之が頼宣のお相手方のひとりとして、狂言を勤めていたことがそもそも発端と考えられる。そうであればこそ、二百石という、役者としては破格の待遇も、隠居後に五百石の厚遇で、改めて再勤するようにとの頼宣の注意があつたという記述も首肯されるのである。

さらに、忠之は駿府において家康に召し抱えられたという、紀伊家家中でも特別な由緒を誇る家柄であった。権現様と崇められ東照宮に祀られていた家康と関わりを持つことは、江戸時代には何よりの名誉とされた。家康から拝領した四種の品、すなわち御刀、御陣肌召、御肩衣、御髪道具（笄などの整髪具であろう）の所持が明記されているのは、それが別格の家柄であることの何よりの証だつたからである。

以上のように見ていくと、『南紀徳川史』と附属文書の記述内容が細部まで一致していることがよく分かる。『南紀徳川史』は、藩政文書をもとにした公式の史書であり、その記述は文化年間の松井家の申告に基くことはまず間違いない。やはり忠之の出仕年代は慶長十二年とするのが妥当であろう。ただし、箱書の示す慶長八年といふ年紀にも、何らかの事情が示されているのではないだろうか。まったくの当て推量の年を記すとは、やはり考えがたいのである。この点については、後に再考してみたい。

## 二 独身様具足下着 —明服の輸入と再利用—

それでは次に、松井忠之が家康から拝領したという四種の品のうち、このたび京都国立博物館のコレクションに加わった二種について、まずは具足下着【図版47・48】から見ていくことにしたい。

文書においては御陣肌召と記されている具足下着は、桃山時代に流行した新様式の鎧である当世具足の下着で、戦時に用いる特殊な衣服である。戦時の下着といえば、中世までは鎧直垂のように、かさの高い上下揃いの衣服が主流であつたが、戦国の世を迎えると、より実戦に即すよう、体形に沿う動きやすい形状となり、故実から離れたさまざまな品が製作されるようになつた。家康などの戦国武将が活躍した時代の具足下着は、陣羽織や胴服といった、桃山時代に多様な展開をみせた武将の衣服同様、形状、文様、色づかいなど、あらゆる面で自由度の高い衣服だつたのである。

その例に漏れず、この具足下着もまた、形状からして、日本の伝統的な衣服とはかけ離れている。高い立襟、手首へ向かって曲線をえがく袖、少し絞つた腰回り、胸前に一列に並ぶボタン。まるで現代のブラウスにも見えるこの形状は、当時交易が始まった西洋の衣服を手本に製作されたことが明らかであり、南蛮仕立てと通称される。さらに、用いられている生地は、萌葱地に金糸で、胸と背にゼッケンのような大きな正方形の文様が織り出された珍しい品である。このゼッケンのような文様は、中国の官服に用いられる補子というもので、官職によって中に収める鳥獸の文様が定められており、着用者の身分を判別する標識であった。<sup>(6)</sup> 具足下着の生地は、この中国

の官服の生地を利用したと見て間違いない。それでは、細部を含め、もう少し詳しく見ていこう。

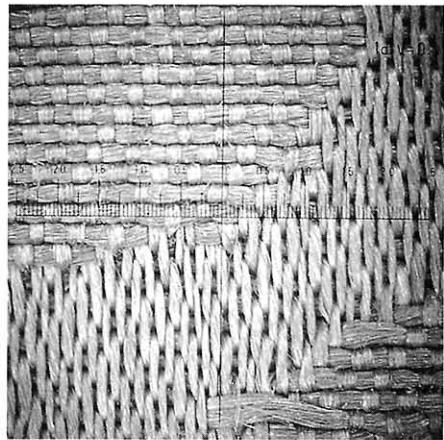
### 法量

丈六三・五cm 総桁一四六・〇cm 後肩幅三九・〇cm  
後裾幅六二・〇cm 袖長五三・五cm 術高八・〇cm  
背面補子縦三一・〇cm 背面補子横三四・五cm

### 生地と文様

経糸・緯糸とも萌葱色の絹糸で、縦五枚繻子地に緯五枚繻子地で地文様を織り出した、いわゆる緞子<sup>(1)</sup>と呼ばれる織物である（挿図3）。地文様には、花唐草の中を飛び交う蜂が表されており、花は梅・牡丹・菊二種であろうか、四種類が認められる。

前述したように、胸と背には金糸による大きな正方形の補子が配されている。金糸は、黄色の絹とおぼしき糸を芯に、紙に赤茶色の

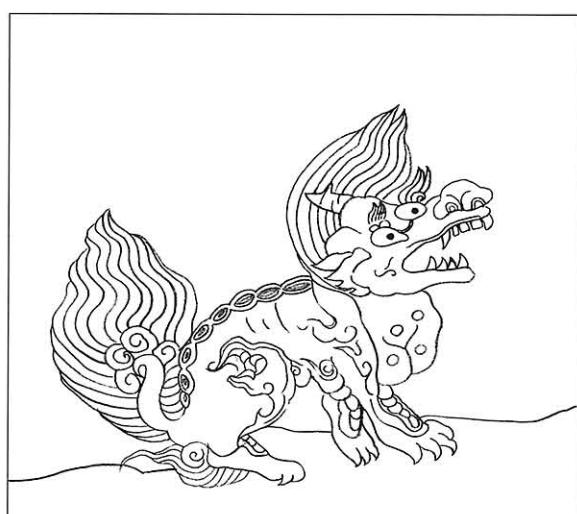


挿図3 花唐草蜂文様緞子（拡大）  
一目盛0.05mm



挿図4 狰<sup>(2)</sup>文様金襴（拡大）  
一目盛0.05mm

挿図5 背面獦<sup>(3)</sup>文様（筆者描き起<sup>(4)</sup>こし）



胸には前立てを挟んで向き合う二頭の獦<sup>(3)</sup>、背には頭を右に真横を向く一頭の獦を置く（挿図5）。この獦は、ネコ科の獦のような肢体で、頭頂に一本の角を持つことから、中国の靈獦<sup>(5)</sup>、獦<sup>(6)</sup>であろう。獦<sup>(3)</sup>は邪惡や罪に敏感とされており、獦<sup>(3)</sup>の補子は、明時代には風憲衙門<sup>(7)</sup>という警察官のような役職にある官人が着用したという。

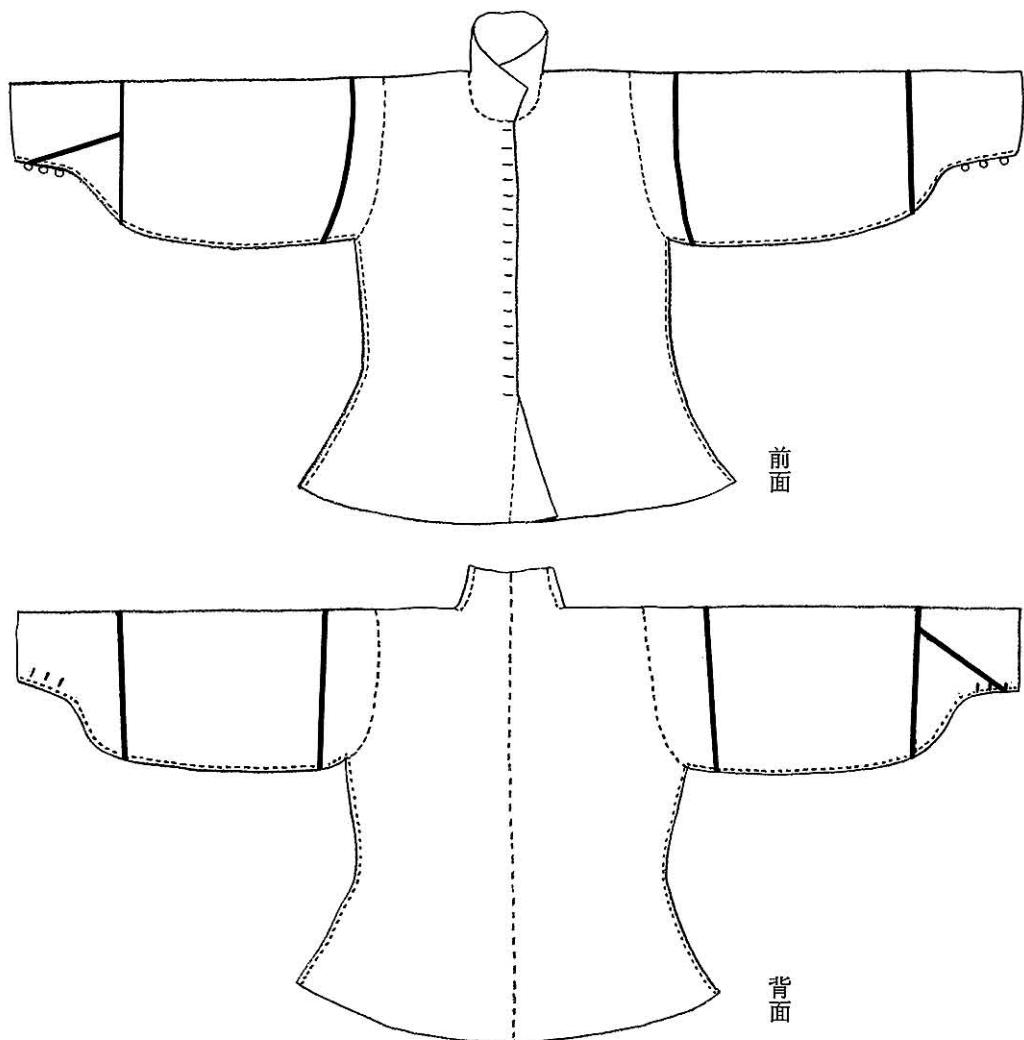
### 仕立て

南蛮仕立ての立襟の上衣。生地は曲線に裁たれており、開口部はすべてボタン留めである。体に沿うように軽く腰を絞り、両脇に十八cmほどのスリットを入れる。前立ては十七個（四個欠失）、袖口は左右おのの三個のボタンで留めるようになっている。ボタン穴は明るい萌葱色の絹糸で、いわゆるボタンホールステッ

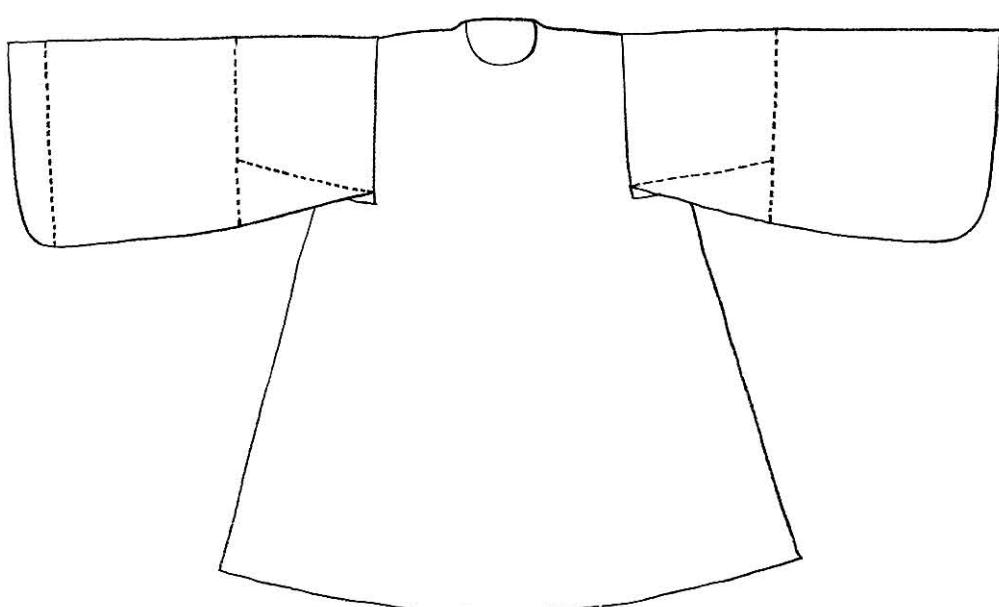
チにかがられ、両端は同種の糸を組んで紐にしたようなもので押さえられる。ボタンの構造は完全には解明できないが、中央に丸い芯を入れ、周囲を淡茶の絹糸で編み立てて覆い、上端で絞るようであ

る。紙風船の接ぎ目のような位置に、焦茶の絹糸が飾りのように配されており、たいへん凝ったつくりである。

具足下着の生地取りを示したのが、(挿図6)である。両袖の袖



挿図6 具足下着の生地取りと縫い目 (筆者作図)



挿図7 麒麟文様常服袖部分の生地取り (筆者作図)

口周辺が、不自然な構成になつてゐる点が注意される。

縫い糸には、暗い萌葱色と明るい萌葱色の二種の絹糸が認められる。(挿図6)においては、明るい萌葱色が用いられている箇所は点線、暗い萌葱色が用いられている箇所は太線で示した。明るい萌葱色で縫われた点線部分の多くは、縫い代の片方を長くして、短い方の縫い代の裁ち端をくるんでかがりつけており、裁ち目を表に出さない処理が施されている。このように単仕立てにおいて縫い代を美しく整える姿勢は、徳川家康所用の湯帷子などにも認められ、桃山時代から江戸時代初期における単仕立てに共通する特色を見せてゐる<sup>(8)</sup>。一方、暗い萌葱色で縫われた太線部分は、縫い代を裁ち放しのままにした無頓着な処理である。この糸が使用されるのは、袖の生地を接ぎ合わせた箇所で、不自然な生地取り部分もこの糸で縫い合わされている。和裁でも、現代の洋裁でも、このように斜めに生地を接ぐことはほとんどないが、同種の生地取りが、豊臣秀吉が文禄五年(一五九六)に明の万暦帝から贈られた麒麟文様常服の袖に見える(挿図7)<sup>(9)</sup>。このことから、具足下着の袖二枚は、官服の袖から取つたことが推察される。

以上のような細部の検討から、この具足下着は、仕立て済みの風憲衛門の官服を輸入し、それを転用したと結論づけることができよう。この官服から具足下着への仕立て直しが、どこで行われたかについては疑問が残るが、単仕立ての縫い代の処理から考えて、現時点では筆者は日本においてではないかと考えている<sup>(10)</sup>。

### 三 茗荷紋付山道文様肩衣——式正の肩衣と芸能の肩衣——

#### 続いてもう一領の肩衣について見ていくこう【図版49・50】。

肩衣は袖無しの直垂とも言われるよう、方領の袖無しで、両脇を縫わずに開けた上衣である。直垂も肩衣も本来は庶民の日常着であつたが、直垂が武士の日常着から幕府への出仕服と昇格していくにつれ、肩衣も次第に式正の衣服として取り扱われるようになつた。広く知られる「織田信長像」(天正十一年 狩野元秀筆 長興寺蔵)など、室町から桃山時代の武将の肖像画に正装として取り扱われている姿から見て、式正の肩衣は、同素材の袴とともに上下揃いで着用し、紋所の位置に家紋、多くが無地で、文様があつたとしても筋あらいは小紋が決まりであつたと考えられる<sup>(11)</sup>。

一方で、肩衣には狂言肩衣と呼ばれる舞台衣装の肩衣もあつた。これは主に、狂言において主役となる庶民や武家の侍者たちが着用する上衣のみの装束で、江戸時代中期以降の製作と考えられる作例しか残されていないが、背面に大胆な染文様を置く点が特色とされる。

それでは、狂言役を勤めていた松井忠之が持領したのは、式正の肩衣、狂言肩衣のいずれであつたのだろうか。作品の細部を観察しながら、考えていくことにしよう。

#### 法量

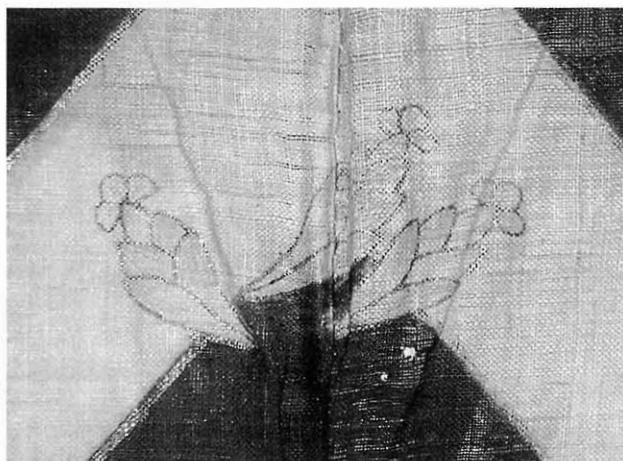
前丈七六・五cm 後丈六四・五cm 肩幅六〇・〇cm  
前身頸廻下幅五・七cm 前身頸裾幅一〇・〇cm 裄幅四・〇cm

## 生地と文様

白麻平織り地。素材はおそらく苧麻である。前身頃・後身頃とも、全体に藍で山道文様が染め出される。表裏ともに白がくつきりとあがつているうえ、裏面の藍の色が表面より薄いことから、藍染めに一般的な漬け染めではなく、糊防染をした引き染めと考えられる。藍と白の山道の境界線は金泥で飾られ、紋所の位置には、背面中央に三つ茗荷、胸前右に二つ茗荷、胸前左に一つ茗荷が、それぞれ金泥で描かれ、遊び心を感じさせる（挿図8）。

## 仕立て

背中心を縫い合わせ、衿を付けるが、それ以外の箇所にはほとん



挿図8 背面中央三つ茗荷



胸前右二つ茗荷



胸前左一つ茗荷

ど針を使用していない。前身頃・後身頃とも裾は裁ち離し。肩から脇にかけての布端は、五畳程度内側へ折り込んで糊ごめされている。前身頃にとつた四つ襞は裏側に丁寧に畳み込まれており、襞と裏側に折り畳んだ部分が乱れないよう、四つ襞の接点から脇に沿って下方へ、四箇所の糸留めが入れられる。素襷（単の直垂）に襞をとることは「諸大名出仕記」にも載る故実で、肩衣にもそれが応用されたと推測されるが、その数については特に定まっていないようで、肖像画を見るかぎり一つ襞あり三つ襞あり、まちまちである。

また一般には、この肩衣を見るように、前身頃が裾に向かって次第に広くなっていく形状は、肩衣をきもののように打ち合わせて着用していたころの名残で、古様とされる。<sup>(13)</sup>

以上のように見ていくと、これは後世の狂言肩衣のような意表をつく意匠ではないものの、式正の肩衣の規範を逸脱した伊達な品であり、狂言肩衣として製作されたと考えられる。事実、徳川美術館（尾張徳川家）と徳川博物館

(水戸徳川家)に伝えられる家康着用の肩衣袴は、いずれも葵紋付の小紋染めであり、この形式こそが家康の式正の肩衣であつたことを教えてくれる。<sup>(14)</sup>

また、自身かなりの能好きであつた家康は、数多くの能道具を所持し、装束も所持していたことが分かっている。たとえば、「葵紋散はつれ雪文様能小袖」(徳川博物館蔵)は、黒地に刺繡で葵紋とかやつり草の葉に降り積もる雪をあらわした小袖であるが、日常着ではなく「御能御小袖」として、水戸徳川家に伝えられた。また狂言鷺流の十世・鷺正次が、慶長十五年(一六一〇)に家康から拝領したとの由来書を持つ「葵紋付松皮菱竹文様能小袖」(東京国立博物館蔵)は、紫と白の大膽な染分地に、大きく竹を配した辻ヶ花染めの小袖で、これもまた家康の日常着ではなく、能小袖であつたと推測されている。<sup>(15)</sup>さらに、文禄二年(一五九三)、豊臣秀吉が後陽成天皇の御所で演じた、いわゆる禁裏能において、家康は能と狂言の両方に出演したことが諸記録から知られている。家康が演じた狂言は「耳引」で、共演者は秀吉と前田利家。役柄にもよるが、この舞台で家康は狂言肩衣を着用した可能性が高い。家康のもとに狂言肩衣が備えられていたことは、充分に推測されよう。<sup>(16)</sup>

しかしながら、与えられた衣服が具足下着となれば別である。陣羽織や具足下着といった軍装品は平時に下賜されることはない。戦時においてのみ、武功を励まし、あるいは賞す目的で与えられるのである。さらに、下賜された衣服には歴然とした格の上下があり、家康自身が着用した品で、徳川家の定紋である葵紋が付いた、上衣よりも肌に近い下着が最も尊ばれたという。<sup>(17)</sup>そうであるならば、葵紋付ではないにしても、具足下着の拝領には、かなり重要な事績が関わっていると推察される。しかし、松井家の家譜には、忠之が何らかの戦に従軍したとの記述はない。

### おわりに

以上、とともに伝来した二例の衣服の詳細を眺めてきた。最後に、これらが箱書通り徳川家康からの下賜品であるかについて、家康の十男頼宣に近侍した松井忠之が、具足下着と肩衣を拝領する意味とともに考えておきたい。

ここで改めて、箱の蓋裏に記されていた下賜年代に立ち戻って考えてみたい。そこには「慶長八卯春拝領之」と記されていた。前章で検討したとおり、忠之の出仕は慶長十二年であるから、慶長八年との記載は誤りである。しかしながら、これがもとは慶長卯年と伝えられており、後世に八年を充てたとすればどうであろうか。慶長には卯年が二回ある。すなわち八年と二十年である。二十年は元和

元年でもあり、後に慶長の卯年といった場合、八年と誤解されたであろうことは充分想定される。

この想定のもと、拝領年代を慶長二十年とすると、この年には日本史上たいへん有名な戦いが起きている。大坂夏の陣、豊臣家が滅んだ戦いである。その前年の慶長十九年には前哨戦の大坂冬の陣が勃発し、この戦いは忠之の仕えた頼宣の初陣でもあった。もしこの

二つの戦いに頼宣の

供まわりとして忠之

も参陣しており、な

おかつ何らかの手柄  
をたてていたならば、  
家譜がそれを書き落  
とすとは到底思われ  
ない。結局は、戦陣  
の武功として家康か  
ら具足下着を拝領し  
たとは、やはり考え  
られないとの結論に  
なる。

しかしながら、こ

れを具足下着として  
ではなく、珍しい衣  
服と捉えたならば、  
別の観点も浮かび上  
がつてくるのではないか

挿図9 団扇に牡丹唐草文様着附（「仁王」用）徳川美術館蔵

いだらうか。狂言では、曲によつてこのような南蛮風の上衣を用いる場合があり、徳川美術館には、この具足下着と類似した形状の狂言装束が「仁王」の装束として伝えられている（挿図9）。あくまで想像にすぎないが、本来は具足下着として眺めた衣服を、狂言装束にもふさわしいからといって、家康が舞台への褒美に下賜したとは考えられないだらうか。<sup>〔18〕</sup>

この具足下着と肩衣は、前章においてさまざま点から検討してきて明らかになつた通り、桃山時代の衣服として特に違和感のない作例である。唯一の問題点である箱書が記す拝領年代が、慶長卯年つまり慶長二十年と慶長八年の書き間違いであつたとして解決できるのであれば、やはりこれら二領は家康からの下賜品と考えるのが妥当であろう。たとえさらに疑つて家康からの拝領品ではないとしても、この時代にこれほどの衣服を忠之に与えられる人物としては、ほかには紀伊徳川家初代頼宣しかあり得ない。勤書には家格を高めようとする詐称がしばしば行われるものだが、紀伊徳川家に提出する勤書に、初代からの拝領品を敢えて家康からと書き換えるほど、恩義に欠けた態度をとることは、やはり想像しづらい。

これら二領の衣服は、慶長二十年に徳川家康から松井忠之に下賜された品と考えるべきであろう。

〈註〉

1 ところで、この箱自身がいつ製作されたかについてだが、箱書の記す慶長年間とは考えがたく、字姿から見てもおそらくは江戸時代の中期以降ではないかと察せられる。京都国立博物館の書跡担当研究員、赤尾氏と羽田氏によれば、字姿から見て、蓋表の墨書と蓋裏の朱書は江戸時代と考えて大過ないものの、朱書にある慶長年間まで遡るとは考えにくいとのことである。また、両者は別筆と見受けられるとの見解であった。

2 この肖像画は、寿像でなければ、像主の重之が歿した明治二十年七月二十八日以降に製作されたと考えられるが、現在のところ所在不明である。

3 堀内信編『南紀徳川史』第七冊（平成二年三月三十日、清文堂出版社式会社発行）一九五頁を参照。

4 堀内信が編纂した『南紀徳川史』は、明治三十四年四月に淨書本が紀伊徳川家へ献納され南葵文庫に納められたという。なお、南葵文庫は現存せず、蔵書の多くは東京大学総合図書館に受け継がれている。労作として評価が高く、御三家の研究には必ず参照される『南紀徳川史』であるが、資料集としての利用には限界があることが指摘されている。詳細については、伊藤信明「徳義社、南葵文庫、南紀徳川史—藩府資料の移管と利用」（和歌山県立文書館紀要）八、平成十五年三月三十一日 和歌山県発行）を参照されたい。

5 この原文書は、おそらく『南紀徳川史』編纂にあたって和歌山から東京へ貸し出されたと考えられるが、ほかの原文書同様、現在は所在不明で確認できない。なお、松井家の分家で、同じく狂言役者であった松井市右衛門家が、文化十二年に提出した「先祖書親類書」は、和歌山県立文書館に所蔵されているが、分家以降の事績しか記されておらず、忠之の記述は含まれていない。

6 なお、補子の歴史については以下の書に詳しう。

7 Schuyler Cammann "China's Dragon Robes" First edition in 1952, Art Media Resources, Ltd. Chicago

8 筆者の顕微鏡下の観察による。

9 前掲、『中華歴代服飾藝術』三四四頁を参照。

10 拙稿「小袖の文様構成と寸法」（産学連携研究推進事業中間報告書『江戸時代の小袖に関する復元的研究』 一一〇六年三月 関西学院アートインスティチュート発行）においても、いく簡単にではあるが、桃山から江戸時代初期にかけての単仕立てにおける縫い代処理の特徴について述べている。

11 これらの明の官服が豊臣秀吉に下賜された状況や、官服の詳細についてまとめたものとしては、松井家の分家に伝わった狂言伝

書を翻刻し解説を加えた『貞享年間大藏流間狂言本二種（続）』（田口

和夫校訂 昭和六十三年六月三十日 わんや書店発行）などが挙げられる。『貞享年間大藏流間狂言本二種（続）』については、大阪学院大学の宮本圭造氏による教示を賜った。

このほかに南蛮仕立ての具足下着としては、加藤清正（一五六二～一六一）着用と伝える熊本県本妙寺所蔵の一領、山内忠義（一五九二～一六六五）着用と伝える高知県土佐山内家宝物資料館所蔵の一領が知られている。

黄能馥・陳娟娟『中華歴代服飾藝術』（一九九九年十月 中国旅游出版社発行）三四二～三四五頁を参照。

補子に類するものは、文献上はすでに唐時代の則天武后延載元年の下賜衣服に見いだされる。現存する作例としては、元時代と紹介されるものが最古であるが、管見では、明確な出土情報を伴う作例ではなく、その根拠は分からぬ。この具足下着の補子を明時代と考えるのは、文禄五年（一五九六）に豊臣秀吉に下賜されたことが明らかな官服（妙法院所蔵）の麒麟文様補子と、法量（縦三三・五cm 横三九・〇cm）および主文様の獸と背景の空間構成が類似するためである。補子の制度は清時代にも続き、この時代の作例は数多く残されているが、補子が縦横三〇cm程度とやや小ぶりになり、空間に占める鳥獸の割合が小さくなつて、背景の山河や自然景が大きくなつていく特徴が挙げられる。

ては、以下の論稿に詳しい。

河上繁樹「豊臣秀吉の日本国王冊封に関する冠服について—妙法院  
來の明代官服—」（『学叢』二〇 平成十年三月三十一日 京都国立博物館発行）

ただし、仕立ての詳細などについては紹介されていない。

このような形狀の衣服は、南蛮人の衣服として同時代の絵画にもしばしば描かれるところであり、当初から具足下着として製作されたとは言い切れず、大航海時代でもあった当時、中国や東南アジアで製作された可能性も否定できない。またボタンの構造やボタン穴の始末については、完全に分析できおらず、このほかの南蛮仕立ての衣服諸例との比較調査が必要である。

肩衣については以下の論稿を参照した。

丸山信彦「武家の服飾」（『日本の美術』三四〇 一九九四年九月十五日 至文堂発行）

河原由紀子「元秀筆織田信長像の着衣の解釈」（『美術史』一四二 平成九年三月二十八日 美術史学会発行）

山崎撰「作品解説 薄黄平絹地牡丹唐草文様九曜紋付肩衣」展覧会図録『彩発見 よみがえる江戸の装い』（平成十一年十月二十二日 八代市博物館未来の森ミュージアム発行）九〇～九一頁を参照。本資料は、関西学院大学大学院生の山内麻衣子氏のご教示による。

これらの寸法は、いずれも丈が八〇cm以上と、本稿で取り上げる肩衣に比べ一〇cm以上も長い。肩幅については、徳川博物館所蔵品は五二cmから六〇cm程度、徳川美術館所蔵品は法量が明らかにされていないが、丈との比率から考えて、五五cmから六〇cm程度と推測され、それほどの差はない。狂言肩衣は裾を袴から出して着用するが、式正の肩衣は袴に着込めて着用するので、丈を長くとっているのであろうか。徳川義宣「辻ヶ花と徳川家康の衣服」（展覧会図録『辻が花 英雄を彩つた華麗な絞り染め』 平成二年十月五日 徳川美術館発行）一三四～一三五頁を参照。

家康の演能および秀吉の禁中能については、天野文雄「能に憑かれた権力者」（一九九七年十月十日 講談社発行）を参照した。  
なお、家康の時代を含め、江戸時代前期までの製作と認められる狂言

18 17

肩衣の実作例は残されていないが、江戸時代初期とされる狂言の舞台を描いた絵画（『古能狂言図』 国立能楽堂所蔵など）では、後世のような大胆な意匠の肩衣はまだ見られず、式正の肩衣と大差がない。

徳川義宣、前掲論文一三一頁を参照。

この具足下着のように、明の官服を再利用した例を現存作品から挙げると、「獵馬文様狩衣」（天河大弁財天社所蔵）、「飛魚文様唐人相撲装束」（徳川美術館所蔵）など、能および狂言装束に転用した例が散見される。またそのほかには、伝上杉謙信着用とされる「緋羅紗陣羽織」（上杉神社所蔵）の裏地に使用された例、祇園祭などの祭礼幕に用いられた例、加賀前田家伝来の名物裂の中に収められた例などが挙げられる。これらはいずれも、非日常の空間での使用という共通点が指摘できよう。

表「新出の肩衣をめぐって」をもとに、加筆訂正したものである。発表の際に貴重なご助言を賜った会員の方々に、末尾ながら感謝の意を表したい。